

～医療費控除について～

医療費控除とは、1年間に支払った医療費が一定額を超える場合に、確定申告をすることによって、下記の算式で求めた金額が所得から控除され、所得税の還付や住民税の減額が受けられる制度です。

【医療費控除額の計算式】（最高200万円）

実際に支払った医療費の合計額－A－B

A:保険金等で補てんされる金額

B:10万円か、その年の総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額

医療費控除は既になじみ深い制度ではありますが、控除を受ける際には注意しなければならない点があります。今回は介護保険サービスについて、医療費控除の「対象になるもの」と「ならないもの」の一例についてご紹介します。

■ 医療費控除の対象となる介護保険サービスの判定：「医療系」か「福祉系」か

介護保険サービスが医療費控除の対象となるかどうかは、大きく分けると受けているサービスが「医療系」か「福祉系」かで決まります。

医師や看護師、リハビリ専門職が関わるサービスが中心に対象となります。

○ 医療費控除の「対象になる」主なサービス(医療系)

- ・訪問看護 / 訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション(デイケア)
- ・短期入所療養介護(ショートステイ)
- ・介護老人保健施設(老健)や介護医療院の利用料 [介護費・食費・居住費に係る自己負担額]
- ・特別養護老人ホーム(特養)の利用料 [介護費・食費・居住費に係る自己負担額の2分の1]

💡 サービス事業者が発行する領収証には、基本的に「医療費控除の対象となる金額」が明記される仕組みになっています。申告の際に必要となりますので、大切に保管ください。

○ 医療費控除の「対象にならない」主なサービス(福祉系)

- ・福祉系サービスの単体利用(訪問介護の生活援助中心型、通常のデイサービスなど)
※上記の「医療系」サービスと併用して利用する場合に限り、あわせて控除対象になります
- ・有料老人ホームやグループホームの利用料
- ・福祉用具のレンタルや購入費、住宅改修費



今回ご紹介したケースはほんの一例です。医療費控除については、このほかにも、細かな決まり事がたくさんあります。これはどうなんだろう、といったご質問、ご不明な点がございましたらご相談ください。

税理士法人
土手内総合事務所